

# 「発達障がいのある子どもの人権と支援」障害者差別解消法の合理的配慮を考える

県人権共闘の学習会と19年度総会から

甲 正

9月8日に谷脇和仁弁護士  
の表題の学習講演会と人権と  
民主主義・教育と自治を守る  
高知県共闘会議(略称・人権  
共闘)の総会が開催されまし  
た。

学習講演会では、「合理的  
配慮」の前提である憲法13条、  
14条、25条と障害者基本法  
(1970年)、障害者差別  
解消法(2013年)から  
「個人として尊重」「最大の  
尊重」、「障害を理由として、  
差別することその他の権利利  
益を侵害する行為をしてはな  
らない」、「社会的障壁の除去  
は、それを必要としている障  
害者が現に存し、かつ、その  
実施に伴う負担が過重でない

ときは、その実施について必  
要かつ合理的な配慮がなされ  
ねばならない」と明記されて  
いるにもかかわらず、事業者  
などは努力義務の範囲を出て  
いない(以下を「過重な負担」  
の域にとどまっていることを  
指摘された。過去の学校での  
裁判例から子どもへの障害や実  
態など教員間や学級内で周知  
徹底をしていけば事故や解決  
されていた事例や努力すれば  
(合理的配慮)回避できてい  
た事例が報告されました。ま  
た学校での性同一障害のトイ  
や更衣室などへの合理的配  
慮や発達障害への対応で単に  
「暴力やいじめ」として学校  
側が処理していたこと、高校

で進路保障が合理的に配慮さ  
れているのか、特別支援学校  
で施設・規模が80名規模なの  
に、160名以上の児童生徒  
を受け入れて教育しているの  
は教員の努力があっても人権  
や教育権の侵害になるのでは  
ないか、などが意見交換で出  
されました。

総会では、18年度の高知県  
教委・高知市教委、高知県・  
高知市に対する情報公開請求  
の取り組み、高知市における  
発達障害のある子どもへの人  
権障害への取り組み、香美市  
教委の人権学習資料について、  
人権に関する意識調査や人権  
条例にかかわる取り組みなど  
が報告された。戦後最大の危  
機に直面している憲法と人権  
をめぐる情勢、深刻さを増す  
教職員の長時間過密労働や子  
どもの人権をめぐる深刻な状  
況、「部落差別の解消の推進  
に関する法律」を利用する行  
政の問題点などについて関わり、  
対応し活動していくかの19年  
度方針を採決しました。学習  
会・総会には高退協から6名  
が参加し、役員に原さんが副

議長、事務局員に鎌田さんと  
田中が選出されました。  
\*学生時代から子供会活動  
や地域活動で40年以上もお世  
話になったO・Eさんも総会、  
懇親会に参加され、昔を懐か  
しみ、新たな活動へと親睦を  
深めました。過去の事件、運  
動や活動の事実と状況、当時  
の人名など、同席のMさんも



高知県人権共闘講演会：総会で講演する谷脇弁護士

そうですが、スラスラ出てき  
てその記憶力と熱意に今年も  
びっくりしました。うらやま  
しいかぎりです。

民主主義は住民の要求に寄り添うこと！  
四万十川を守る、日本最後の清流を子孫に  
繋げる！

## 四万十川沿いのメガソーラー 建設反対の陳情書を採択！

四万十市在住 川村喜美

大規模太陽光発電所が計画  
されていますのは、四万十市  
三里で、県四万十川条例の重  
点地域、回廊地区です。洪水  
時には何度も浸水してきた場  
所です。今回の申請では想定  
水位より15センチ程度高くす  
るとありますが、その想定水  
位を超えた場合には土台ごと  
破壊されたり、パネル等が流  
出し、有害物質も流出したり  
する可能性があります。  
今回は昭和38年の水位を想  
定し、それより15センチ程度  
高くするとありますが、現に  
昭和10年には昭和38年よりは  
るかに上回る水量があったこ  
とが記録に残っています。ま  
た、ここ近年の状況は50年来

や観測史上最大という規模の  
災害が頻発し、想定を超える  
災害が連続しています。  
この地域には2016年と  
2018年にも申請がありま  
したが、県四万十川条例にも  
とつき、①水害の恐れ②景観  
破壊③住民の反対を理由に不  
許可にした経過があります。  
それ以降にこの地区に何ら変  
化がないにもかかわらず、今  
回は「条例を満たせば申請を  
許可するしかない」と市長は  
発言しています。

県四万十川条例では「四万十  
川とのかかわりによる生活  
文化及び歴史を資源として生  
態系と景観の保全により環境  
を守り、県民、国民の財産と

して後世に引き継ぐこと」を  
目的としています。

また、南海トラフ大震災は  
ここ30年間で70%~80%の確  
率で発生すると言われています。  
このような状況の中、本  
当に私達は今回の申請を受け  
入れて、「四万十川を県民、  
国民の財産として後世に引き  
継ぐこと」ができるのでしょ  
うか。

県四万十川条例にもあるよ  
うに、四万十川は四万十市に  
とって観光面でも、産業面でも  
欠くことのできない貴重な  
宝・財産であります。日本最  
後の清流として日本全国また  
海外からも注目を浴びていま  
す。その四万十川が有害物質  
で汚染されたり、太陽光のパ  
ネルが敷設したりする状態と  
なったら、四万十市として成  
り立つのでしょうか。

また、太陽光パネルを見え  
なくするために竹を植栽する  
としています。竹が根付  
くとおぼえない。「と、市長  
も発言しているように、遮蔽  
(しゃへい)のことを始め、  
洪水時の対応、強風への対応、

大地震への対応、有害物質汚  
染への対応等、まだまだ疑問  
な点があります。今回の申請  
会社は資本金300万円。災  
害後のパネル改修や損害保障  
に対応できるのでしょうか。  
なぜこれまでの申請を却下し  
て、申請内容の手ほどきとも  
見える事前の対応をしている  
のでしょうか。地元の遊覧船  
等の協会や幅広い地域住民が  
反対し、すぐに住民の要望を  
まとめ、陳情しています。誰  
もが望んでいないものをなぜ  
やらなくてはならないのか理  
解できません。民主主義はど  
こにあるのでしょうか。

10対9とギリギリで  
はありましたが、本会  
議で住民の陳情書を  
「採択」することがで  
きました！自民党会派  
は陳情の趣旨には賛成  
だが、市長の判断に支  
障をきたしてはいけな  
い」と、「趣旨採択」に  
まわりました。「趣旨  
採択」は趣旨には賛成  
するが、建設に絶対に  
反対ではないという曖



昧なものです。それでは住民  
の建設中止を求める明確な意  
志を示すことはできません。  
「趣旨採択」では四万十川を、  
四万十川を守ることはできま  
せん。自民党会派の対応は大  
変残念です。今後、地元住民  
の陳情内容を最優先し、市長  
にも疑問な点を曖昧にせず、  
四万十川を、四万十市を子孫  
の時代まで守り継ぐと言う決  
意で対応してもらいたいと思  
います。